

平成20年7月11日

各位

オムニコ株式会社

代表取締役社長 宍戸 茂

行政処分に関するお知らせ

本日、弊社は農林水産省及び経済産業省より、商品取引所法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）に基づく業務改善命令及び商品取引受託業務の停止命令を受けましたのでお知らせいたしますとともに、お客様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑、ご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。また、弊社は今回の行政処分を厳粛且つ真摯に受け止め、今後はこの様な事が起こることのないよう全役職員に法令遵守の徹底を図るとともに内部管理体制の充実・強化に取り組んでまいり所存でございます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 処分の内容

(1) 平成20年7月22日から同年10月16日（60営業日）までの間、商品取引受託業務を停止すること。

（但し、取引の決済を結了させる場合を除く。）

(2) 平成20年8月10日までに、商品取引受託業務の運営の改善のため、以下の措置を講ずること。

ア 今般の法令違反の責任の所在を明確にすること。

イ 役職者に対し法令遵守を徹底するとともに、内部管理体制を抜本的に見直し、商品取引事故等の適正な処理及び不当な勧誘等の再発防止を図ること。

ウ 商品取引事故等の発生原因について調査分析するとともに、外務員に対する指導・管理体制を早急に整備し商品取引事故等の発生を防止すること。

エ 再勧誘の防止のために講ずるとした措置（勧誘時基本的判断基準等）について、その実施体制の整備を行い、実効あるものとする。

オ 顧客の適合性に係る審査体制を整備し、実効あるものとする。

2. 処分の根拠となる法令の条項

法第236条第1項及び第232条第1項

3. 処分の原因となる事実

平成19年8月29日から弊社に対して行った法第157条第1項及び第231条第1項の規定に基づく立入検査等の結果、商品取引所法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号。以下「施行規則」という。）第103条の2第3項の規定に基づく報告並びに法第224条第2項の規定に基づく施行規則第117条第1項第3号の規定に基づき提出のあった事故等の発生状況及びその処理状況についての報告書において、次の事実が認められた。

(1) 法第236条第1項第5号の規定に該当する事実

ア 多数の商品取引事故等が発生していたにもかかわらず、内部管理体制の不備により、次の書類において、その発生状況等を記載せず、報告を怠っていた事実が認められたこと。

(ア) 法第224条第2項の規定に基づく施行規則第117条第1項第3号の規定に基づき提出のあった事故等の発生状況及びその処理状況についての報告書

(イ) 法第231条第1項の規定に基づき平成19年4月9日付けで提出のあった事故等の処理に係る改善報告・計画書

イ 法第214条に規定する不当な勧誘等の禁止に関し、次の事実が認められたこと。

(ア) 同条第1号に該当する行為として、商品市場における取引につき、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤認させるべき断定的判断を提供してその委託を勧誘していたこと。

(イ) 同条第5号に該当する行為として、商品市場における取引につき、その委託を行わない旨の意思（その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し、その委託を勧誘していたこと。

(ウ) 同条第6号に該当する行為として、商品市場における取引につき、顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方でその委託を勧誘していたこと。

(エ) 同条第7号に該当する行為として、商品市場における取引につき、その勧誘に先立って顧客に対し、自己の商号及び商品市場における取引の勧誘である旨を告げずに勧誘をしていたこと。

(オ) 同条第9号の規定に基づく施行規則第103条第7号に該当する行為として、商品市場における取引の委託につき、転売又は買戻しにより決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めていたこと。

(カ) 同条第9号の規定に基づく施行規則第103条第8号に該当する行為として、商品市場における取引の委託につき、重要な事項について誤解を生じさせる表示をしていたこと。

ウ 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っていたものがあったこと。

エ 法第232条第1項の規定に基づき平成18年12月15日付けで行った再勧誘の防止に係る業務改善命令に対し、自ら講ずるとした防止措置が遵守されておらず、かつ、再勧誘が多発していること。

(2) 法第232条第1項の規定に該当する事実

ア 商品取引事故等の処理及び再勧誘防止に係る業務改善命令に対し、自ら講ずるとした措置が適切に実施されておらず、不当な勧誘等が多発するなど、法令遵守体制の不備が認められたこと。

イ 不当な勧誘等が多数認められ、営業部門における法令遵守の徹底が必要と認められたこと。

ウ 商品取引事故が多発し、商品取引受託業務の運営の改善が必要と認められたこと。

エ 顧客の新規契約に当たっての適合性審査及び投資可能資金額の増額申請に当たっての審査体制に不備が認められたこと。

4. 取締役の異動等について

弊社は本日開催の臨時取締役会において、今回の行政処分の経営責任として取締役の退任を決定しましたのでお知らせ致します。

退任者の旧役職名及び氏名

| | |
|---------|-------|
| 代表取締役会長 | 相原 洋 |
| 常務取締役 | 加藤 孝司 |

以上